令 和 ８ 年

七 ヶ 浜 町 議 会 会 議 録

１月第２回会議　　１ 月１６日　開　会
１ 月１６日　閉　会

七 ヶ 浜 町 議 会

令和８年１月16日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会１月第２回会議会議録

（第１日目）

令和８年七ヶ浜町議会定例会１月第２回会議会議録第１号

令和８年１月１６日（金曜日）

出席議員（１２名）

１番	鈴　木　洋　市　君	２番	鈴　木　　篤　君
３番	佐　藤　信　輝　君	５番	鈴　木　　博　君
６番	鈴　木　惠　子　君	８番	熊　谷　明　美　君
９番	佐　藤　壮　一　君	１０番	遠　藤　喜　二　君
１１番	岡　﨑　正　憲　君	１２番	歌　川　　渡　君
１３番	仁　田　秀　和　君	１４番	安　倍　敏　彦　君

欠席議員（１名）

７番　佐　藤　直　美　君

説明のため出席した者

町長		寺　澤　　薫　君
副町長		平　山　良　一　君
総務課長兼デジタル推進室長		藤　井　孝　典　君
防災対策室長		石　井　直　紀　君
企画財政課長		青　木　ゆかり　君
税務課長		遠　藤　　衛　君
町民生活課長		宮　下　尚　久　君
まちづくり振興課長		鈴　木　昭　史　君
建設課長兼復興推進室長		阿　部　豊　則　君
国際村事務局長		我　妻　幸　弘　君
子ども未来課長		菅　井　明　子　君
健康福祉課長		関　本　英　児　君
長寿社会課長		沼　倉　隆　弘　君

会計管理者	鈴木　正実　君
上下水道事業所長	後藤　謙一　君
教育長	大槻　泰弘　君
教育総務課長	稲妻　和久　君
生涯学習課長	遠藤　弘次　君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木　祐一　君
同書記	鈴木　一叶　君

議事日程　第１号

令和８年１月２６日（金曜日）　　午前１０時００分　　開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会議日程の決定

日程第　３　議案第１号　職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第２号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第３号　議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第４号　七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第５号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第６号）

日程第　８　議案第６号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第　９　議案第７号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第１０　議案第８号　令和７年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第５号）

日程第１１　議案第９号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会議日程の決定

日程第　３　議案第１号　職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第２号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第３号　議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第４号　七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第５号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第６号）

日程第　８　議案第６号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第　９　議案第７号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第１０　議案第８号　令和７年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第５号）

日程第１１　議案第９号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第２号）

午前１０時００分　開会

○議長（安倍敏彦君）　おはようございます。

本日１月16日は休会の日ですが、議事の都合により令和８年七ヶ浜町議会定例会を再開し、１月第２回会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において５番鈴木　博議員、６番鈴木惠子議員を指名いたします。

日程第２　会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君）　日程第２、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和８年七ヶ浜町議会定例会１月第２回会議の日程は、本日の１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、１月第２回会議の日程は、本日１日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君）　ここで、諸般の報告をいたします。

前回の１月会議から今回の１月第２回会議の開始前までにおける諸般の報告については、お手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君）　ここで、寺澤　薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤　薫町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薫君　登壇〕

○町長（寺澤　薫君）　おはようございます。

それでは、令和８年七ヶ浜町議会定例会１月第２回会議に提案いたしました議案について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案につきましては、議案第１号から議案第９号までの９議案であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第１号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の職員についても同様の取扱いとするものであります。

次に、議案第２号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤の者の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第３号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第４号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の税率を改定するものであります。

次に、議案第５号は、令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第６号）であります。補正の額は2,323万7,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ86億6,261万1,000円とするものであります。

歳出の内容としましては、人事院勧告等による人件費の整理であります。主な財源としましては、地方交付税を充当しております。

また、債務負担行為補正を１件計上しております。

次に、議案第６号は、令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）であります。補正の額は132万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億7,212万4,000円とするものであります。

内容としましては、人事院勧告等による人件費の整理であります。

次に、議案第７号は、令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）であります。補正の額は207万2,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ20億9,022万5,000円とす

るものであります。

内容としましては、人事院勧告等による人件費の整理であります。

次に、議案第８号は、令和７年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第５号）であります。３条予算、収益的支出の営業費用に58万4,000円を追加、４条予算、資本的支出の建設改良費に64万1,000円を追加するものであります。

補正の内容は、人事院勧告等による人件費の整理であります。

次に、議案第９号は、令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第２号）であります。３条予算、収益的支出の営業費用に81万円を追加、４条予算、資本的支出の建設改良費に32万4,000円を追加するものであります。

補正の内容は、人事院勧告等による人件費の整理であります。

以上、提案いたしました議案について説明いたしましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長　寺澤　薫君　降壇〕

日程第３　議案第１号　職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第３、議案第１号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　それでは、議案第１号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は１ページをお開きください。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の職員についても同様の扱いとするものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明したいと思います。

議案参考資料１ページから２ページにかけて御覧いただければと思います。

まず、第１条で、職員の給与に関する条例の一部改正となります。

同条例第11条の４第２項第２号は、自動車等を利用する職員に対する通勤手当について、片道10キロメートル以上の各区分における支給額の引上げをする改正となります。例えば、片道

10キロメートル以上15キロメートル未満の場合、改正前の7,100円から改正後7,300円、最も距離の長い60キロメートル以上の場合、こちらは次のページになりますが、改正前の３万1,600円から改正後３万8,700円とするなど、それぞれの区分で増額する規定となります。

次に、２ページの下段を御覧いただければと思います。

同条例第18条第１項につきましては、宿日直手当の額についてとなります。その勤務１回につき支給される額の上限を、改正前の4,400円から改正後4,700円に引き上げる規定となります。

次に、３ページを御覧いただければと思います。

同条例第19条第２項につきましては、職員の期末手当の額についてとなります。６月に支給する場合の率を据え置き、12月に支給する場合の率を100分の127.5と規定するものになります。

第３項では、定年前再任用短時間勤務職員について、前項の規定の読み替え部分の改正となります。このページから次のページにわたりますが、６月に支給する場合の率、こちらを据え置き、12月に支給する場合の率を100分の72.5とする規定となります。

次に、４ページを御覧ください。

同条例第20条第２項第１号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の額についてとなります。６月に支給する場合の率を据え置き、12月に支給する場合の率を100分の107.5とする規定になります。

同項第２号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額についてとなります。６月に支給する場合の率を据え置き、12月に支給する場合の率を100分の52.5とする規定になります。

同ページ以下は第４条関係で給料表を改めるものであります。

次に、資料は９ページをお開きください。

第２条になりまして、職員の給与に関する条例の一部改正となります。

第11条の４につきましては、通勤手当の改正となります。

第２項第２号の自動車等の使用距離に応じた支給額を削り、６万6,400円を超えない範囲内において規則で定める額とする改正になります。

次に、11ページを御覧ください。

第19条第２項につきましては、職員の期末手当の額についてとなります。６月、12月に支給する場合の率を平準化し、それぞれ100分の126.25とする規定になります。

第３項では、定年前再任用短時間勤務職員について、前項の規定の読み替え部分の改正となります。６月、12月に支給する場合の率を平準化し、それぞれ100分の71.25とする規定となり

ます。

次に、12ページを御覧ください。

第20条第２項第１号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の額についてとなります。６月、12月に支給する場合の率を平準化し、それぞれ100分の106.25とする規定となります。

同項第２号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額についてとなります。６月、12月に支給する場合の率を平準化し、それぞれ100分の51.25とする規定になります。

次に、資料13ページから14ページになります。

まず13ページ、第３条一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

第６条では、給料表を改めるものであります。

下段の同条第８条第３項につきましては、特定任期付職員に対する期末手当及び勤勉手当の率の改正となります。期末手当については、６月に支給する場合の率を据え置き、12月に支給する場合の率を100分の97.5に、勤勉手当についても、６月に支給する場合の率を据え置き、12月に支給する場合の率を100分の90に引き上げる等の規定となります。

次に、資料15ページを御覧ください。

第４条になりまして、こちらも一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

第８条第３項について、特定任期付職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給率を、６月、12月ともに平準化する規定となります。

議案書７ページにお戻りいただければと思います。議案書は７ページになります。

附則第１条により、施行期日につきましては公布の日から施行となりますが、第２条及び第４条の規定は令和８年４月１日からの施行となります。

同第２項により、第１条及び第３条は令和７年４月１日からの適用となります。

以下、給与の内払い等について規定しておるものであります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　２点について伺います。

参考資料の右肩１から２ページについて伺います。

第11条の４第２項第２号に掲げるイからワに関しまして、それぞれ該当する職員は何名か、説明を求めたいと思います。なければ、資料でも頂ければ。

○議長（安倍敏彦君）　総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　申し訳ございません。人数につきまして、該当数を現在手持ちの資料がございませんので、後ほどこれは御配付させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　よろしいですか。（「はい、お願いします」の声あり）では、２問目。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　それでは２点目について伺います。

今回の一般職員の給与改定については、人事院勧告を踏まえまして、国の制度改正に準じて本町の給料表についても改定を行うものとのことでございます。議案参考資料１の概要や新旧対照表を見ますと、給料表の水準や昇給区分などにつきましても国の制度改正に沿った形で整理されていることが確認できます。そこで伺いますが、本町として、今回の改定により、国と比較した本町の職員の給与水準、いわゆるラスパイレス指数がどのような方向に動くと見込まれているのか、またその水準について執行部としては適正と考えていらっしゃるのか、まずこの見解について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　ただいまの御質問について回答いたします。

ラスパイレス指数は、当町につきましては国と比べると低い傾向にございます。要因といたしましては、新規、新卒の職員がそのまま昇給していきますと、国のラスパイレス指数と同じような曲線を描いて指数が上がっていくという形になりますが、昨今、当町では中途採用の職員が多く採用されている状況でございます。その方々の給料が低いところ、初任給のところが最初のところからスタートするところから、年齢区分において特に中間層のラスパイレス指数を分割すると低くなる傾向があり、それを総括して平均すると全体的に低くなるというところになります。

給与水準につきまして、今申し上げたとおり、やはり中間層、やはり一番家計とかかかる世代で、やはり不足する部分はあるだろうという認識はしております。ですので、中間で入ってきた方、中途ですね、特に今後は人材不足が相当懸念されるところでありますので、その辺のケアをどのようにしていくかを課題だというふうに認識をしておりますが、現段階としては、今そこの部分が薄くなっているのではというふうに総務課としては把握しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　考え方については理解しました。

参考資料の新旧対照表を見ますと、単に一律に引き上げるというよりも、号給であったり区分ごとに細かく調整されていることが分かります。この設計に当たりまして、国との均衡や財政への影響、あと職員の年齢構成であったり、ただいま説明ありましたけれども、あとは職階の構成、それとあと近隣自治体とのバランスなど、こうした点をどのように考慮されて今回の給与改定を判断されたのか、再度、判断のポイントについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　こちらの判断のポイントになりますが、まず給料表につきましては、国で示されている給料表をそのまま適用させていただいております。近隣自治体も同様のものと聞いておりますので、俗に言われる近隣地域間のバランスを欠いているものではないというふうに認識しております。

今後の給与制度の運用の仕方云々になるんですけれども、こちらは号俸で上がる、議員さん御覧になって一目瞭然かと思うんですけれども、若年層の手当はここ数年の人勧の是正によってかなり改善はされてきているなと思いますが、やはり中間層から上の層については、どちらかというと足踏み状態が続いているというところを認識しております。これを改善するためには、昇給、要はこの表でいうところの縦の移動ですね。定期昇給と言われる分だけではなかなか対応しづらいものがあると。

それで、国のほうでは昇格基準を柔軟に運用して、昇格のほうで給与のほうの保全なり、業務に見合った給与の格上げをしている、運用をしているというふうに聞いております。我が町のほうでもそちらの検討のほうは内々に進めておりまして、そのような運用、それこそ近隣のバランスを考えまして、それが果たしてふさわしいかどうかの検討を議論させていただいているところでございます。今現在でそのまますぐ昇格基準を変えて、どんどん給料を上げていくということではございませんが、これは今後検討していかなければいけない課題ではあるなというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　検討、議論も進められているということで、あとは人材不足であったり、そういった課題点も十分に把握はしているということでございました。

なぜこのような質疑をさせていただいているのかといいますと、給与や待遇については、単なる支出ではなくて、職員の確保や離職防止にも関わるものです。さらには、町の体制そのものを支える基盤だというふうに考えるからでございます。その体制が安定してこそ、職員一人

一人の力が発揮されまして、結果として、町民サービスの質であったり、魅力あるまちづくりにもつながっていくものだというふうに思います。

今回の改定を通じまして、町として職員さんにどのようなメッセージを送り、どのような組織づくりを目指されているのか、改めてその視点について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　御指摘のとおり、こちらは給与という形で業務に対する対価ということでございますので、職員の業務に対する意識向上に非常に密接な関係にあると考えております。まして御指摘のとおり、今後、人材の薄さ、確保の難しさが懸念されるところでございます。

ただ、こちらにつきましては、高ければ人が集まるかという、そういうわけでもないというふうなことも認識しておりますので、給与に見合った業績、業務、仕事をしていくという意識を、まず職員全員が高めていく。一人一人の質を１割でも高く高めていくことで、全体の組織としての力を上げていくと。

あと、人事院勧告の完全実施という形を今回七ヶ浜町では取らせていただきましたが、数多くの自治体の中には、人事院勧告の完全実施をできない自治体も既に出てきているというふうに聞いております。ですので、職員に対してのメッセージとして、うちの町はまだ人事院勧告の実施ができる。そのうちに自分たちの給料を確保できる業務の取組を考えていく。総務課を中心に考えてまいりたいと、そういうメッセージというふうに考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第２号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第４、議案第２号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　それでは、議案第２号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は８ページをお開きください。８ページになります。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いとするものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。

資料16ページを御覧ください。参考資料の16ページになります。

まず、第１条は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例となります。

同条例第４条第１項ただし書において、期末手当の支給割合について、６月に支給する場合100分の172.5、12月に支給する場合100分の177.5とする規定となります。

資料17ページをお開きください。

第２条では、同じく第４条第１項ただし書において、支給する場合の率を、６月、12月ともに100分の175とする規定となります。

議案書９ページにお戻りいただければと思います。９ページになります。

附則第１条において、施行期日につきまして公布の日から施行となりますが、第２条が令和８年４月１日から施行、第１条については令和７年４月１日より適用となります。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第３号　議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第５、議案第３号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君）　それでは、議案第３号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は10ページをお開きください。10ページになります。

提案理由は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。資料は18ページになります。

まず、第１条は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例となります。

同条例第５条第３項において、期末手当の支給割合について、６月に支給する場合100分の172.5、12月に支給する場合100分の177.5とする規定となります。

資料19ページをお開きください。

第２条では、同じく第５条第３項において、支給する場合の率を、６月、12月ともに100分の175と平準化する規定となります。

議案書は11ページにお戻りください。11ページになります。

附則第１条で、施行期日につきましては公布の日から施行となりますが、第２条が令和８年４月１日より施行、第１条は令和７年４月１日より適用となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第４号　七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君）　日程第６、議案第４号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　それでは、議案第４号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は12ページをお開きください。12ページです。

提案理由ですが、国民健康保険の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の税率を改定するものであります。

国民健康保険税の税率につきましては、令和６年度に改定いたしましたが、加入者１人当たりの医療費の増加が進む一方、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大による被保険者の減少等により、健全な運営が厳しい状況であるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表にて説明いたします。

議案参考資料20ページを御覧ください。参考資料20ページになります。

第３条第１項の改正は、医療分の所得割額を100分の6.55から100分の7.6に改定するものであります。

第５条の改正は、医療分の均等割額を２万5,600円から２万9,600円に改定するものです。

第５条の２の改正は、次のページを御覧ください。医療分の平等割額を１万9,200円から２万2,000円に、特定世帯については9,600円から１万1,000円に、特定継続世帯については１万4,400円から１万6,500円に改定するものです。

第６条の改正は、後期高齢者支援金分の所得割額を100分の2.55から100分の3.2に改定するものです。

第７条の２の改正は、後期高齢者支援金分の均等割額を9,200円から１万2,600円に改定するものです。

第７条の３の改正は、後期高齢者支援金分の平等割額を7,100円から8,400円に改定し、次のページになります。特定世帯については3,550円から4,200円、特定継続世帯については5,325円から6,300円に改定するものです。

第８条の改正は、介護納付金分の所得割額を100分の2.2から100分の2.6に改定するものです。

第９条の２の改正は、介護納付金分の均等割額を１万1,000円から１万2,300円に改定するものです。

第９条の３の改正は、介護納付金分の平等割額を6,000円から7,800円に改定するものです。

第23条第１項第１号から第３号までの改正は、このページから27ページまでになりますが、こちらの改正は、７割軽減、５割軽減、２割軽減に係る医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額、平等割額の軽減額を、それぞれ７割、５割、２割の額となるよう改めるものであります。

続いて、27ページから28ページを御覧ください。

同条第２項第１号及び第２号の改正は、未就学児に係る医療分、後期高齢者支援金分の均等割額について、７割、５割、２割のそれぞれの軽減世帯及びそれ以外の世帯の均等割額の軽減額を、それぞれ２分の１の額となるよう改めるものであります。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書14ページを御覧ください。議案書14ページになります。

附則第１項のとおり、この条例の施行期日は令和８年４月１日からとなり、附則第２項のとおり、令和８年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用となります。

以上、改正内容の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　１点について伺います。

今回の税率改定につきましては、先般開催の全協資料によれば、税率改定による税収見込みが約6,000万円、そのほか一般財源から4,000万円から5,000万円見込むということでございました。一方で、一世帯当たりの国保税額に関しては、現行平均14万6,979円から、改定後17万4,697円となり、２万7,718円、率にして18.8％の増加となると。まず、この改定により、国保会計の単年度収支がどの程度改善されるものなのか。あわせて、今回の改定が一時的な応急措置なのか、それとも中長期的な安定運営に向けた方向転換なのか、改めて町の基本認識について伺います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　今回の改正によりまして、基金の枯渇が見込まれるところが改善に持っていけるというところで、今回の税率を検討させていただきました。御指摘のとおり、１世帯当たりの負担というものがございますので、そこも上がり幅が極端に上がらないようにということで検討させていただいたものでございます。

今後の見通しとしましては、今回の税率改定で必ずしも終わらないのではないかということを危惧しておりまして、今後の歳入歳出、医療費の伸び、県への納付金の状況などを注視しながら、今後の改定等について、必要性、必要額、必要な時期等を検討しながら、推移を見てまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　いわゆる赤字の縮減であったり、基金の維持が目的であるというふうに理解するところでありますが、しかし、資料を見ますと、基金残高は令和７年度末見込みで約１億1,400万円、８年度見込みで約１億384万円、９年度末見込みで約3,469万円まで減少する見通しとなっております。これに関しては、ただいま回答いただいいただいたとおり、この改定によって必ずしも終わらないと。そして、今後も注視、検討していくということでございましたが、今回の税率改定を行っても、数年後には再び基金が枯渇しかねない構造に見えます。今回の改定後、さらに税率改定を行う可能性を町としてどのように想定されているのか、何年程度、今回の税率で耐えられる設計なのか、その見通しについて具体的に伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

今後の見込みにつきましては、見通しとして厳しいものがあると認識してございます。やはり、制度的に被保険者の減少というところが回復がなかなか見えてこないというところがございますし、診療報酬改定なんかを見ましても医療費は今後も上がっていくことが想定されます。

それから、国保につきましては都道府県ごとに保険税、保険料水準の統一ということが国のほうから求められておりまして、宮城県におきましては令和12年度の完全統一ということを目標として掲げてございます。そちらのタイミングも見ながら、12年度に統一されたときに七ヶ浜町の税率が急激に上がるというようなことがありますと、納税者の方々の負担感が物すごいことになりかねないというところも踏まえて、今後の税率の在り方というのを見定めていかなければならないということで考えてございます。

国保につきましては、構造的に所得のある方が社会保険に移っていったりとか、相対的に社

保に比べて年齢層が全体的に高いとか、高いがために医療費がかかるというような構造的な問題を抱えてございます。これは七ヶ浜に限らず全国的な課題としてございますので、そういったことで苦しい状況にございまして、そうした構造的な問題を抱えながら、どういうふうに保険税水準の統一を図っていくかというのが全県的な課題でございます。

また、国のほうにもそうした構造的な課題があるということをこれまでも要望として上げてまいりましたが、保険制度そのものの見直しを含めて、国のほうに引き続き求めてまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　資料のモデルケースを見ますと、例えば、給与収入1,500万円、１世帯では年額２万5,400円の増。２人世帯、年金収入ですかね、500万円では５万9,700円の増など、世帯類型によっては負担額がかなり大きいものとなります。

一方で、御回答いただいたとおり、国保制度は加入者の高齢化や低所得化が進み、構造的に厳しい制度であることも理解しております。そこで、国の制度設計そのものというものもありますけれども、今回の税率改定につきましては、町は住民に対してどこまで理解と負担を求められるのか。その説明責任をどのように果たされていくのか。単なる財政論だけではなくて、町としての覚悟と説明姿勢について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　住民の皆さんへの御説明につきましては、丁寧に御説明しなければならないということで認識してございます。もちろん税率の改定という、単に情報としては、広報誌、それから町のホームページ等々で発信することは可能なんですが、やはり住民の方々は自分の税額は幾らになるんだ、どのぐらい上がるんだというところが一番の関心事となりますので、個別の御相談への対応ということが一番重要かと考えてございます。その方々のそれぞれの御事情に寄り添いながら御説明をしていく必要があるということで考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。歌川議員、何問でしょう。（「４点について質問させていただきます」の声あり）では、３点お願いいたします。

○12番（歌川　渡君）　まず第１点は、県事業に伴う本町の県への納付金に対応する今回の引上げかと思います。そこで伺います。令和７年度県国民健康保険特別会計での歳入状況を見ます

と、国からの交付金及び調整交付金を合わせて、本来41％であるにもかかわらず、当初予算では27％となっているものであります。そこで伺います。国及び県の公費負担率が法定率を下回っていることに対し、本町での国及び県への対応はどのようにされているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　御指摘の内容につきましては、かねてより御指摘いただいている部分かと思います。国県の負担分ということにつきまして法定がございますが、いわゆる算定政令というものにのっとって計算されているものでございまして、数字が予算ベースで見たときに合わないというのはございますが、法的には適法なものであるという説明はいただいております。

しかしながら、御指摘のとおり、こうした国県からの支援が少なければ、その分納税者の方々への負担になりかねないというところは重々承知して認識しておりますので、そちら国県に対して要望を、折に触れ要望しているところでございます。今後とも引き続き、先ほども申し上げましたが、国保につきましては構造的な問題がそもそもございまして、制度そのものの見直しが必要な時期にもはや来ているのではないかということで声を上げております。今後とも、国県に対して要望をしてまいりたいということで考えてございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　改めて、先ほど、県のお話だと適正な答弁でありましたが、改めて、本来国保と交付金と療養給付金と負担金及び財政調整交付金、国からの令和７年度の当初予算では27％なんですね。でも、法的には合わせて最高で41％。あと、調整交付金を含めなければ32％ですよ。その調整交付金を含めない32％まで達していないんですよ、市町の負担が。それに対して、やはり負担分について、その差については誰がじゃあ負担しているのか、その説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　御質問にお答えいたします。

誰が負担しているのかということについて明言は難しいところですが、いずれ国保の負担につきましては、国県町で負担する分と納税者の方々に負担していただく分ということでございますので、必要な財源をいただきながら負担し合っているということでございます。

32％、９％につきまして、額面どおりの金額にならない分について、納税者に影響が出ているんではないかという御指摘かと思います。御指摘につきましてはおっしゃるような側面もあ

ろうかと認識してございますので、引き続きそこは国県に要請をしてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　これ以上進まないと思いますので、次に移ります。

令和７年度末での県の財政安定化基金の見込額、既に示されていると思いますが、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　申し訳ございません。ただいま手持ちに資料がございませんので、数字につきまして今即答いたしかねます。申し訳ございません。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　では、令和６年度末の財政安定化基金について額を示していただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　大変申し訳ございません。そちらについては今手元に資料がございません。御入り用であれば後ほどお示しさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　次に移ります。

次年度から子ども・子育て支援金が導入されます。それに伴う本町のシステム改修費用額について、予定額について伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　正確な数字につきまして、今手持ちの資料はないんですが、おおむね1,000万円程度の県への納付額が見込まれているというところでございます。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　そのシステム改修費については全額公費負担となるのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　システム改修につきましては、10分の10の国補助がございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　次に移ります。

○議長（安倍敏彦君）　３問終わりましたから。

そのほか質疑ございませんか。鈴木惠子議員、何問でしょう。

○６番（鈴木惠子君）　１問です。

先ほど仁田議員が質問しましたけれども、町として、住民にどのように説明をするかということについて、ホームページ、広報だけでなく、個別への対応をしていくということの回答がありました。ところで、その個別への対応というのは、要するに地区懇談会を開いて、個別にその会場会場、要するに3,000人から国保の方がいらっしゃいますよね。その方に対して、地区懇談会を開いて、その会場で、疑問に思う、自分の場合はどうなのかというふうな疑問点に答えていくのか、どのような想定で、例えば４月からスタートするのに、もう１月は終わりですけれども、２月、３月とありますが、どのような計画でいるのでしょうか。具体的に。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

令和６年度の改定のときにもいろいろそういった個別の対応をさせていただきまして、そのときに強く感じたのは、やはり自分のところがどうなるんだというところが皆さん一番の関心事でございまして、地区説明会等々になりましても、やはり個別のそれぞれの方々に対した御説明が要るようになるかなと認識してございますので、説明会等々ではなく、例えば電話でのお問合せとか、来庁された場合のお声がけをいただいた場合に、１件１件丁寧に御説明をするということが必要であるというふうに考えてございます。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木惠子議員。

○６番（鈴木惠子君）　要するに、自分がどうなるかというところについて、ざっとした、町はこれだけ大変なんだというところも含めて、こう変わるんだという情報をどのように、要するに、何ていうのかな、ホームページとかそれから広報だけではなく知らせていくのか、その上で、なるほど、じゃあ自分はというふうな形になると思うんで。ただ通知で、どのぐらい、何回分で何月までこのくらい納めるようになりますではなくて、そこら辺が住民と向き合うというところで説明が必要になるかと思うんですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

議員さん御指摘の内容はよく理解しております。ただ、やはり、なぜこうなったかということよりも、実際幾らになるんだと、期別で幾らだというところが一番皆さん疑問に思われるところでございまして、その中で何でこうなったのということであれば、１件１件丁寧に御説明

をさしあげたいということで考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。なければ、歌川議員、残りの１問。

○12番（歌川　渡君）　１点について。

今回の国保税改定は、令和８年度、９年度の２か年の改定でありますが、令和10年度以降及び令和12年度からの県の完全統一化によって、国保税の引上げは行われるのか。先ほど前者の答弁の中で、12年度で一気に引き上げるとそれなりに大変だということでの話がありました。そこで、改めて、令和10年度及び12年度の改定の中でどのような引上げを予定しているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

12年度に統一を目指すということがまず既定路線としてございますので、そういったことを踏まえながら、どのような税率が好ましいのかということで検討してまいりますが、そのときの数字の状況を見ながら勘案してまいりますので、具体の時期、上げ幅については現時点では明言できないところでございます。

いずれ、今回の上げ幅につきましては、あまり極端に上げないということで設定させていただきましたので、また税率を上げるということがあり得るんではないかということで考えてございますが、その時期、あるいは上げ幅につきましては、現時点では明言はできませんので、今後の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　今の説明ですと、令和12年度からの完全統一に伴う、審議会からの各市町村担当者への試算額についてはまだ示されていないということで理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　しっかりとした金額については示されているという認識はございません。いずれ、水準の額につきましては今後とも変動してまいるということで説明を受けておりますし、統一後も変動していくものと認識しております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　ほかにございませんね。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　12番、日本共産党の歌川　渡です。

議案第４号七ヶ浜町国民健康保険税の一部を改正する条例について、以下の４点について意見を述べ、反対といたします。

一つは、令和６年１月12日に開催された第２回会議でも指摘、意見を述べておりますが、改めて国及び県に対して、国民健康保険法第５章の費用の負担で示されている国及び県が行うべき負担率が守られていないことから、改めて国及び県に対し、法の厳守を求めるべきではないか。その点。

そして、同法第70条には、国の負担を規定し、国は都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るために、負担金率を32％とし、現行は32％とし、第72条第２項においては、調整交付金率９％を加え41％を出すこととされておりますが、現在については約25％であります。同法第72条２の１項では、都道府県の特別会計への繰入れとして、都道府県は、県内の財政状況、その他の事情に応じた財政調整を行う算定対象額９％を繰り入れなければならないと明記されておりますが、国民健康保険の財政の安定化を図るために、国及び県は50％の負担をすることになっております。

ところが、令和７年度の宮城県国民健康保険決算状況を見ても、国からの負担率が調整交付金を含めても24.87％の予定、県負担金についても5.69％となっている状況であります。合わせても30.56％でしかありません。令和４年度の公費負担率は36.8％から見ても、この３年間で6.24％も公費負担が減っているものであります。町長及び担当課はこの仕打ちをどう思っているのでしょうか。国、県が国保法に定めている負担率を厳守していないのは法律違反ではないでしょうか。国及び県に対し、異議を唱えるべきであります。

二つは、国民に税率引上げ改定をする前に、取りあえず県に対し、法令に遵守した負担を求めるべきではないでしょうか。町の納付金の軽減にもつながるものであります。県負担率９％を求めれば、県内市町村の負担が約69億円の軽減になるものであります。町長、県にこのことを求める考えはないでしょうか。県にその財源は十分にあるのであります。令和６年度末の財政安定化基金額は約95億7,000万円であります。令和７年度の歳入歳出差引き見込額で約44億円もの黒字を予定しております。県には財政の余力があるのではないでしょうか。

三つは、これ以上国保世帯の交付税が上がったら、医療受診抑制どころか、日常生活を脅かす状況になりかねないことであります。町民は、諸物価の高騰でもはや限界まで切り詰めております。日常生活が困窮している状況ではないでしょうか。令和６年度末の国保加入世帯は全世帯の34.1％で、その多くは65歳以上の年金生活者であります。また、65歳以下の方でも第一

次産業従事者のほか、非正規労働者、フリーターなど、低所得者が多い状況であります。国保税は、協会けんぽのほうが国保料と比較しても高い状況にあります。今回の引上げ改定は18.86％でありますが、令和10年度にはさらに10％のさらなる引上げが予想されるものであります。そして、さらに令和12年度からは、完全統一化による納付金増額に伴うさらなる引上げも予想されているところであります。これ以上の国保加入者の負担を増やさないためにも、国及び県へ強く求めるべきではないでしょうか。

四つは、令和８年度から始まる子ども・子育て支援金問題であります。国民健康保険特別会計事業は、国保加入者と公費によって、国保加入者の命と健康を守る互助公助制度であります。本来の目的外費用を国保加入者から負担しなければならないのでしょうか。国民健康保険法から逸脱した支援金制度ではないでしょうか。当局の説明では、全ての保健医療制度に適用され、令和８年度には月額平均250円ですが、毎年50円から100円引上げされる仕組みになっており、さらに令和８年度に診療報酬改定による医療費の負担増も想定されるところであります。これ以上の国保加入者への負担をさせないためにも、子ども・子育て支援金は県が負担するよう求めるべきではないでしょうか。

以上のことを求め、提案されている議案第４号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君）　次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　13番仁田秀和です。

私は、議案第４号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険財政は、本町のみならず全国の多くの自治体において、加入者の高齢化、医療費の増大、被保険者数の減少といった構造的な課題に直面しており、非常に厳しい運営を余儀なくされております。各自治体がそれぞれの実情の中で苦慮しながら財政運営を続けているのが現実であります。

本町においても、国保税収だけでは成り立たない状況が長く続いてきました。これまで町は、基金の取崩しに加え、税率改定、さらに一般会計からの法定外繰入れを含む多額の繰入れによって、制度を何とか維持してきました。しかし、その繰入れを行っても国保会計は自立できず、赤字構造は解消されておりません。既に国保財政は国保税収と基金だけでは成り立つ段階をとうに超え、繰入れありきでようやく維持されている状態であり、その繰入れすら限界に近づいているのが現実でございます。

今回の税率改定は、こうした危機的状況の中で、国保会計を少しでも自立に近づけ、一般会計への過度な依存を是正するための措置でもあります。上げ幅は抑制しているとしても、１世帯当たり平均で約２万7,000円、率にして約18.8％の負担増となり、町民にとって決して軽い改定ではありません。しかし、国保財政の破綻は、単なる会計上の問題ではなく、町民の医療そのものが揺らぐ事態を招きます。今、一定の負担を分かち合うのか、それとも先送りの末、より深刻な破綻を迎えるのか、その選択を迫られているのが現実でございます。

本議案は、理想的な制度改革ではありません。しかし、現実から目を背けず、繰入れ頼みの運営から脱却するために避けて通れない判断であると考えます。同時に、町には、医療費適正化や予防施策の強化、国保財政の不断の検証、町民への丁寧で誠実な説明、これらを継続して果たす責任があります。

以上の点を強く求めつつ、制度の崩壊を防ぎ、町民の医療を守るため、本議案に賛成するものでございます。

○議長（安倍敏彦君）　これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前１１時１０分　休憩

午前１１時２０分　再開

○議長（安倍敏彦君）　再開いたします。

日程第７　議案第５号　令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第６号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第７、議案第５号令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　議案第５号令和７年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第６号）について説明いたします。

議案書15ページをお開きください。

第１条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,323万7,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ86億6,261万1,000円に定めようとするものであります。

第２条では、債務負担行為を補正するものであります。

18ページをお開きください。

第２表は、債務負担行為の補正で、学校教育支援業務委託の追加１件であります。

現在、町内の小中学校の学校教育支援員は会計年度任用職員での運用を行っておりますが、退職や休暇等により支援員が急遽不在となり、次の採用が決まるまでの間など支援員の不在期間が発生し、現場において対応に苦慮する状況となっております。そのことも踏まえ、現在の運用を令和８年度より業務委託に見直し、速やかな人材の確保を含め、効率的な運用を図るものであります。

期間は、人材確保の準備期間となる今年度を含め、令和７年度から令和８年度までとし、限度額を6,000万円とするものであります。

今回の補正の主なものとしましては、人事院勧告等の人件費の整理であります。

それでは、歳入について説明いたします。

21ページをお開きください。

10款地方交付税は、普通交付税において、給与改定等に要する費用が措置されたことにより、本補正予算における財源として、2,323万7,000円を追加するものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

次のページ、22ページをお開きください。

歳出予算につきましては、先ほど議案第１号から議案第３号で、人事院勧告に伴う議会議員分、特別職分、職員等分の条例の一部改正の議決をいただいたことなどによる不足分の追加であります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　１点について伺います。

議案書18ページの債務負担行為について伺います。説明では、町内小中学校の学校教育支援員が、会計年度任用職員の退職や休暇等により、現場の対応に苦慮することがあるということで、そこで今回の債務負担行為については、職員体制の変更等も踏まえ、今後の体制を確保するための対応であるというふうに理解しております。そこでまず確認させていただきますが、今回の債務負担行為はどのような体制上の課題、変化を、背景については説明がありましたけれども、改めて今後対応するための位置づけであったり、その目的について、改めて伺いたい

と思います。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず大きな理由としまして、企画財政課長の説明のとおり、予期せぬ退職や休暇、病休等による欠員補充というところが出てきまして、そこで間を空けずに配置が可能となるということで、今回提案をさせていただいております。

それで、実態といたしまして、急な退職や病休というところなんですけれども、それで未配置の期間が生じてしまうと、そういった実態がありまして、学校現場に負担をかけている状況であると。会計年度任用職員でありますと、ハローワークのほうに募集をかけて次の方を探すというような流れになるんですけども、その間に数か月期間を要するということで間をあけてしまうという、そういった実態だったりとか、あと病休で数日間空けるというところがありますので、そちらが速やかに対応できるということで、今回切替えを考えまして、御提案をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　募集をかけておりますが、数か月の空白が生じないようにということでございました。そこで、実現性について伺いたいのですが、今回の対応に当たって、人員確保に向けた募集方法であったり、周知の工夫、業務内容の見せ方であったり、働き方の工夫など、採用に向けてどのような点を意識して進めていくのか、町の考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君）　教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君）　お答えいたします。

まず、今回、切り替えることによっての採用の部分なんですけれども、こちら業務の委託ということでありますので、業務委託のほうで契約にのっとって進めるというような流れでございます。それで、決まった業者に対しては、人員確保の期間というのは必要な時間は確保しておりますが、今現在、会計年度任用職員さんで希望している方はその業者のほうに紹介をするような形で、その辺の人員確保等を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛

成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第６号　令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第８、議案第６号令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　それでは、議案第６号令和７年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について説明いたします。

議案書は31ページをお開き願います。31ページです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,212万4,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

36ページを御覧ください。36ページです。

５款１項１目一般会計繰入金132万9,000円の追加は、歳出で御説明いたします一般管理費の財源とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページを御覧ください。

１款１項１目一般管理費132万9,000円は、先ほど議案第１号で議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の追加であります。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いた

します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第７号　令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第９、議案第７号令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　それでは、議案第７号令和７年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

議案書の38ページをお開きください。38ページになります。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ207万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,022万5,000円に定めようとするものです。

初めに、歳入について御説明いたします。

43ページをお開きください。

３款国庫支出金２項３目地域支援事業交付金35万8,000円、５款県支出金３項２目地域支援事業交付金17万9,000円、７款繰入金１項３目地域支援事業繰入金17万9,000円、５目その他一般会計繰入金114万2,000円、７款繰入金２項１目財政調整基金繰入金21万4,000円については、職員人件費の財源の追加になります。

続いて、44ページを御覧ください。

歳出の項目になります。

１款総務費１項１目一般管理費114万2,000円、４款地域支援事業費３項１目包括的支援事業費93万円は、人事院勧告等による給与条例の一部改正に伴う人件費の追加になります。

以上、議案第７号の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛

成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第８号　令和７年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第５号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第10、議案第８号令和７年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第５号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君）　それでは、議案第８号令和７年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第５号）について説明いたします。

議案書45ページを御覧ください。

第２条は、収益的支出について、１款事業費用の既決予定額に58万4,000円を追加し、４億6,132万2,000円に定めるものでございます。

第３条は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の追加に伴う文言の整理、資本的支出については、既決予定額に64万1,000円を追加し、２億3,181万2,000円に定めるものでございます。

第４条は、職員給与費について、既決予定額に122万5,000円を追加するものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

49ページを御覧ください。

収益的支出の１款１項４目総係費58万4,000円の追加については、人事院勧告等により不足額を追加するものでございます。

50ページを御覧ください。

資本的支出の１款１項１目配水管整備事業費64万1,000円の追加については、収益的支出の補正内容と同様に、人事院勧告等による不足額を追加するものでございます。

以上、議案第８号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第９号　令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（安倍敏彦君）　日程第11、議案第９号令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君）　議案第９号令和７年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第２号）について説明いたします。

議案書51ページを御覧ください。

第２条は、収益的支出について、１款事業費用の既決予定額に81万円を追加し、５億6,756万3,000円に定めるものでございます。

第３条は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の追加に伴う文言の整理、資本的支出については、既決予定額に32万4,000円を追加し、５億255万6,000円に定めるものでございます。

第４条は、職員給与費について、既決予定額に113万4,000円を追加するものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

55ページを御覧ください。

収益的支出の１款１項６目総係費81万円の追加については、人事院勧告等による不足額を追加するものでございます。

56ページを御覧ください。

資本的支出の１款１項１目公共下水道整備事業費32万4,000円の追加については、収益的支出の補正内容と同様に、人事院勧告等による不足額を追加するものでございます。

以上、議案第９号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（安倍敏彦君）　以上をもって、１月第２回会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、明日１月17日から12月28日までの346日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君）　異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日１月17日から12月28日までの346日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前１１時４０分　閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和８年１月１６日

七ヶ浜町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員